NATIONWIDE SUPPORT CENTER
FOR STUDENTS WITH DISABILITIES

障がいのある学生への支援

学生相談室ーF-lat(ふらっと)ー

本学では、障がいや疾病を理由に修学を諦めることのないよう、すべての学生に公平な機会を確保できるよう合理的配慮を行っています。学生生活を送るなかで困難なことがある場合は相談してください。

障がいや疾病により、授業などにおいて合理的配慮を希望する方は、申請が必要です。

まずは各キャンパスの学生課に直接お越しいただくか、またはお電話でご連絡ください。

合理的配慮とは

合理的配慮とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの(※文部科学省HPより)」と定義されています。本学の教育の本質となる授業内容や評価基準などを変更しない範囲で調整し、個別に必要な合理的配慮を行います。

合理的配慮の具体的な事例

- 試験時間の延長、別室試験の対応
- スロープ・トイレ等の施設設備のバリアフリー化
- 身体障がい者専用の駐車場の設置
- 授業や図書館で使用できる拡大図書器の貸し出し
- 障がい者の採用企業情報の収集

〈学生支援コーディネーターの在室時間〉

それぞれのキャンパスで、授業日の以下の時間に開室します(※夏季・冬季休業中は閉室となります)。

北16条キャンパス	木曜日	13:30〜17:00
花川キャンパス	木曜日	9:00〜12:00

〈ご予約・お問い合わせ先〉

北16条キャンパス	学生課	011-736-5720
花川キャンパス	学生課	0133-74-7045

手続きについての詳細は
ホームページをご覧ください

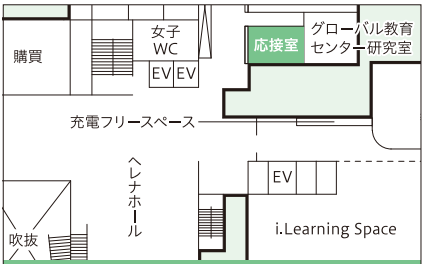

北16条キャンパス　2階
16キャンF-lat(ふらっと)

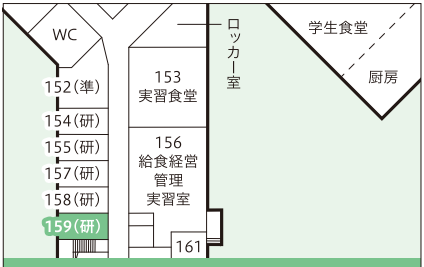

花川キャンパス　1階
花キャンF-lat(ふらっと)